

資 循 第 2708 号  
令和 4 年 8 月 8 日

医療課長 殿

資源循環推進課長

感染性廃棄物の取り扱いについて（国内でのサル痘患者の発生を受けて）（依頼）

このことについて、令和 4 年 7 月 26 日付けで環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から、国内でのサル痘患者の発生を受けて、関連医療機関等から排出される感染性廃棄物の適切な処理の確保のため、排出時において作業員への感染防止に万全を期すよう事務連絡がありました。つきましては、関連医療機関等へ周知くださるようお願いいたします。

なお、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルについては、環境省ホームページに掲載されておりますので、併せてお知らせします。

- 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和 4 年 6 月）  
<https://www.env.go.jp/content/900534354.pdf>

問合せ先  
指導グループ 櫻井  
電話 045(210)1111[内線4160]